

訴訟書類送信書

平成24年11月9日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

原告 宮部 慎太郎 様 (FAX : 0857-54-1781)

被告

原告 代理人

被告 弁護士

駒井重忠
tel 0857-25-0150
fax 0857-25-0151



事件の表示

平成24年(行ウ)第6号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件
原告 宮部 慎太郎 被告 鳥取市

送信文書内容

本書を含めず (2枚)

答弁書 準備書面 証拠申出書 証拠説明書
 書証 ()
その他 () [平成24年11月9日付]

答弁書 準備書面 証拠申出書 証拠説明書
 書証 ()
 その他 () [平成 年 月 日付]

受信後、ただちに次の措置をお探りください。

1. 落丁・送信ミスの有無を確認してください。
2. 落丁・送信ミスがなければ受領書部分をご記入の上、この文書を送信者と裁判所宛にファクシミリで送信してください。
3. 落丁・送信ミスがあれば、送信者に委細をご連絡ください。

受領書

平成 年 月 日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中 (FAX 0857-29-9744)

原告 被告 訴訟代理人弁護士 駒井重忠 (FAX 0857-25-0151)

原告

1. 送信文書 (計 枚) を平成 年 月 日受領しました。
2. 送信文書の原本のコピー交付の要否・・・ 必要 不要

平成24年（行ウ）第6号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件

原告 官部 慎太郎

被告 鳥取市

答 弁 書

平成24年11月9日

鳥取地方裁判所民事部 御中

〒680-0023 鳥取市片原1丁目115番地カインマンション200号

菜の花総合法律事務所（送達場所）

tel 0857-25-0150 fax 0857-25-0151

被告訴訟代理人 弁護士 駒 井 重 忠



同 弁護士 西 川 弘 康



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 請求の原因第1項はいずれも認める。
- 2 請求の原因第2項のうち、地区を特定して認否することはしないが、一般に被告が平成23年度まで「鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要項」に基づき固定資産税及び都市計画税の減免措置を実施していた

ことは認める。

3 請求の原因第3項は争う。

原告が違法の根拠とする解放令との関連はない。

4 請求の原因第4項はいずれも認める。

5 請求の原因第5項は争う。

第3 被告の主張

被告が行った固定資産税及び都市計画税の減免措置は、地方税法（昭和25年法律第226号）及び鳥取市税条例（昭和25年鳥取市条例第10号）を直接の根拠とする適法なものである。

以上